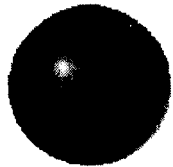


障害に係る公費負担医療の 利用者負担の見直し



障害に係る公費負担医療制度の概要

○精神障害者通院公費

自己負担

一般

保険給付7割+高額療養費	公費負担	応益負担 0.5割
公費負担 9.5割		生活保護 0.5割

生活保護

○更生医療、育成医療

自己負担

一般

保険給付7割+高額療養費	公費負担 応能負担
公費負担 10割	

生活保護

	精神通院 (昭和40年創設)	更生医療 (昭和29年創設)	育成医療 (昭和29年創設)
対象疾患	精神疾患	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害等	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害等
対象年齢	全年齢	18歳以上	18歳未満
月平均利用件数	約70万件 (平成14年)	約98万件 (平成14年)	約14万件 (平成14年)
1件平均医療費	約3.2万円 (通院のみ)	約40.0万円 (入院・通院)	約41.2万円 (入院・通院)
平均負担額	約1,600円/月	約3,200円/月	約5,600円/月
課税世帯割合	約1~2割(推計)	約5~6割	約7~8割

障害に係る公費負担医療の負担軽減措置の課題

○ 現行水準

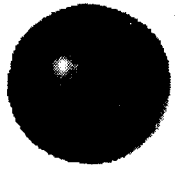
	精神通院公費 (応益負担)	更生医療 (応能負担)	育成医療 (応能負担)	医療保険負担上限 <多数該当>
生活保護世帯	医療費の5%	0円	0円	35,400円 <24,600円>
市町村民税非課税世帯	医療費の5%	0円	2,200円	<24,600円>
市町村民税課税世帯	医療費の5%	4,500~44,000円	4,500~44,000円	72,300円+医療費1% <40,200円>
一定以上所得者	医療費の5%	44,000円 ~給付対象外	44,000円 ~給付対象外	139,800円+医療費1% <77,700円>

※1 更生医療、育成医療の通院については、上記額の1/2

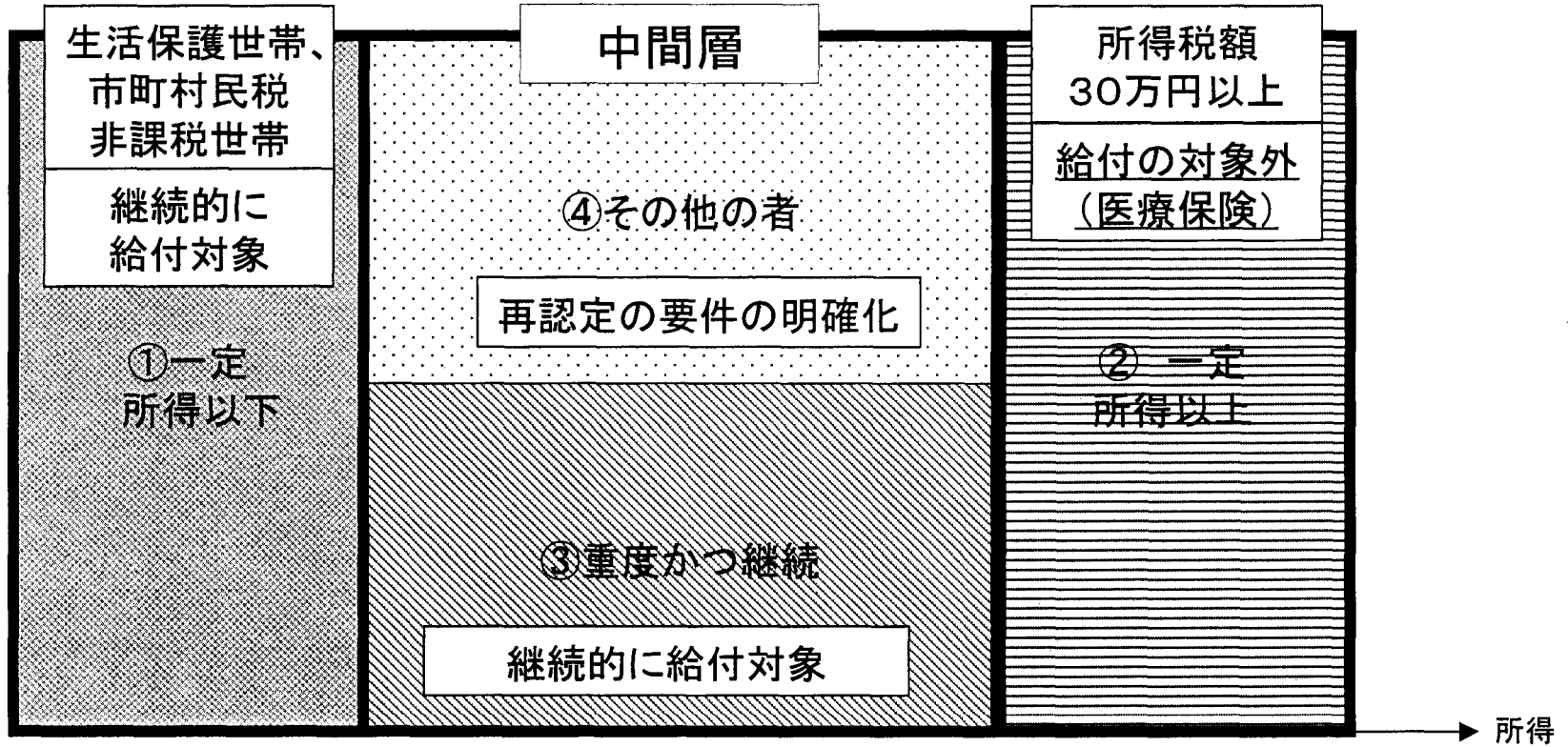
※2 多数該当とは、同一世帯で直近12か月に高額療養費の支給月額が3か月以上ある場合、4か月目から自己負担上限が軽減されるもの。

○ 負担軽減措置の課題

- ・ 精神通院公費については、完全に医療費に応じた応益負担となっているため、低所得者であっても高額な医療費の場合には高い負担を求められる。
→ 低所得者に厳しい制度
- ・ 更生・育成医療については、所得に応じた応能負担となっているために、医療費の額の多寡が利用者負担に反映されない。→ 同じ所得層での負担率の不公平



障害に係る公費負担医療の利用者負担の見直し(案) — 給付対象者の重点化等 —

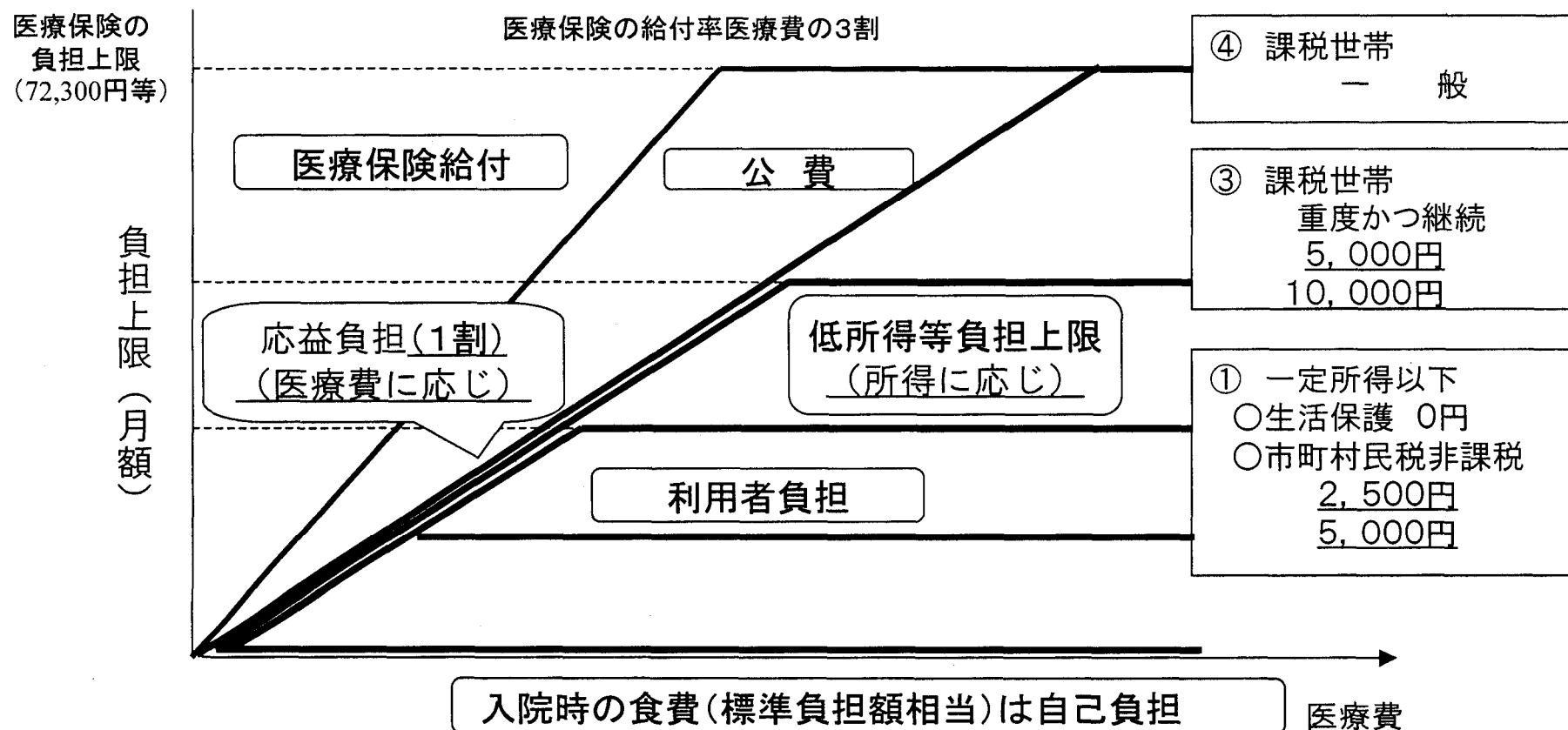


障害に係る公費負担医療の「制度面」での見直し(案)

— 医療費と所得に着目 —

医療費のみに着目した応益負担(精神)と所得にのみ着目した応能負担(更生・育成)を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合する。

- 制度間の負担の不均衡を解消する。(障害者間の公平＝医療費の多寡・所得の多寡に応じた負担)
- 必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)



※ 市町村民税非課税の者のうち、食費の減免を受ければ生活保護を要しないこととなる者については、個別に認定を受けて食費を減免。